

学校いじめ防止基本方針

和歌山市立西和中学校
いじめ防止対策委員会

1 はじめに

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人の社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、生徒に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題である。

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。本校でも、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

本校の努力目標の柱は人権・同和教育の充実徹底である。生徒一人一人の安心・安全が守られるとともに、生徒の健やかな育ちと自己有用感が生まれ、笑顔あふれる学校生活が送れるよう、いじめ問題の解消に向け全力で取り組まなければならない。

2 いじめの定義

【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

◇「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

◇「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをされたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

◇外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

◇インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判断した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめにはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重要な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者間系だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」

の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかり理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴る等は、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 小突かれたり、物をぶつけられたり、胸ぐらをつかまれたり、押し倒されたり、髪の毛を引っ張られたりする。
- プロレスごっこを強要される。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 本人の顔や、嫌な姿を携帯電話やカメラで撮影される。その写真をメールで送信される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な物や、生徒の生命、身体又は財産に重大な

被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等の組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談部会主任、学習支援推進教員、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、(学級担任、部活動顧問) 機能的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議とに役割分担する。

学校対策組織を実際に機能させるにあつたては、適切に外部専門家(スクールカウンセラー等)の助言を得る。

ウ 学校対策組織の役割

① 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割。

② いじめの相談・通報の窓口としての役割。

③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

④ いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

(2) 未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国

民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

いじめ問題を克服するためには、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

ア 道徳教育及び体験活動などの充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機械を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

人権・同和教育の人権総合の時間の年間計画を立てる。毎月いじめなくそうデーの日は、全校一斉に同じ取組を行う。

エ 授業づくりの改善と工夫

わかる授業づくりを進める、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、といったことから始める。生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続きます。生徒が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業時間です。授業が生徒のストレスになっていないか、授業の中で生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントです。だからこそわかる授業づくりが大切です。

テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしかからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねません。授業中は授業だけ、生徒指導の取組は授業以外の行事等の場で、といった考え方は捨

てるべきです。

授業を担当する全ての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間計画に位置づけるなどして実施していくことが大切になります。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにすれば、異なる専門教科の教職員からの助言や指導も受けられます。また生徒の違った一面を発見する機会にもなります。授業の規律の問題なども、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していくはずで、たとえば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等、互いに参考にしたり、学校として揃えていくべき事柄が見えてきたりするはずで、

オ 開かれた学校づくり

本校が取組いじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換する。毎月第1・3月曜日の挨拶運動の後の校内巡視活動、清掃活動などを通して生徒の様子を保護者に知ってもらい、学校評議員の制度を活用し、学校評議員にも授業を参観してもらい、生徒の様子を知ってもらい、このような取組をすることで、いじめ防止のための家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒に携帯電話によるライン等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどを周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

早期発見の基本は、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応すること、です。

たとえば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くとすることも大切なことです。班ノートや個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。保健室の様子を聞くことも重要です。

また、保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子などを寄せてもらえる体制についても工夫する。

気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった場合、たとえば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を簡単にメモし、そうして得られた目撃情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化しています。

生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければなりません。

(ア) いじめアンケートの実施

いじめアンケートを6月、10月、1月に実施する。実施に当たっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境を作る。具体的な実施方法については、解答時間を十分に確保し、回収する際には学級担任がアンケート用紙を二つ折りにさせ、直接回収するなどの配慮を行う。学級担任はいじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任、学習支援推進教員に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。その後学年会等を開き迅速に対処する。また、日常取組んでいる班ノートや生活ノートや個人ノート等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に教育相談（6月、10月）や保護者を交えた個人懇談（7月、12月）を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分に受け止める。その後すぐ学年主任や生徒指導主任、学習支援推進教員に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。その後学年会等を開き迅速に対処する。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、そ

の再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期発見を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する

ウ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することが重要である。

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や少年センター等の関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

教職員の日頃の言動が、生徒に与える影響を考え、教職員の人権意識や指導の技能を向上させるため、いじめの防止等に対する教職員のあるべき姿勢について整理しておく。

その際、教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながることを留意しておかなければなりません。特に、体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。体罰により生徒を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長させるものであり、いじめや暴力行為等の

土壌を生むおそれがあることを認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める必要があります。

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年3回（4月、8月、1月）、現職教育で研修を行う。

（5）家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、地区懇談会や個人懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

（6）継続的な指導・支援

教職員等の対応によっては、いじめが解決したと思っても、逆に複雑化、深層化してしまい、教職員等からいじめが見えにくくなる場合があります。

また、いじめの対象が変わったり、立場が逆転していたりする場合もあります。いじめを解消するためには、関係する生徒を組織的かつ継続的に指導・支援することが必要であることを整理しておく。

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

（7）取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

取組内容については、学校評価を活用するなどして、適時・適切に点検・評価することが必要です。その際、単に、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、「いじめ問題への取組について」のチェックポイント（資料1）を活用する。教職員が効果的にいじめの防止等に努めることができるよう、PDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく。

5 重大事態への対処

国基本方針等に示しているように、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることが大切です。

調査を行う場合、教育委員会の指導のもと、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが必要です。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係の確認を直ちに行います。

なお、調査のために実施したアンケート等の回答については、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明することが必要です。

また、調査により明らかになった事実関係については、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供します。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があります。

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対応を行う。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◇「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◇「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

年 間 計 画

	いじめ防止対策委員会	現職教育	教育相談 個人懇談	いじめアンケート	教職員 チェックポイント
4月	○	○			○
5月					
6月			教育相談	○	
7月	○		個人懇談		○
8月		○			
9月					
10月			教育相談	○	
11月					
12月	○		個人懇談		○
1月		○		○	
2月					
3月	○				○

※ 「いじめなくそうデー」毎月第1水曜日学活

※ 人権・同和教育『総合的な学習の時間』

1年

- みんな仲良く ○向上学級についての理解 ○障がい者理解 ○平和学習
○高齢者社会を考える ○言葉の大切さ

2年

- 明るい学級づくり ○職場体験に向けて ○平和学習
○社会科歴史学習『身分制度について』

3年

- 明るい学級づくり ○修学旅行について ○人権と全国水平社
○憲法と部落問題の学習 ○平和学習 ○日本と韓国（在日外国人について）
○『真剣に生きる』将来の進路

「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

(いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 18文科初第711号)

〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉 A⇒できている B⇒概ねできている C⇒あまりできていない D⇒まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(6) 道徳、学級(ホームルーム)活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われていくか。				
(7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				
(16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
(17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。				
(24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(26) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				